

広島市役所市民相談センター

〔相談日・相談内容〕

相談名 (相談員)	相談日	相談内容
市政相談 (市職員)	月～金曜日	市政に対する意見・要望など
民事相談 (民事相談員)	月～金曜日	親族・相続関係その他日常生活上の法律関係の困りごとなど（刑事事件は除く。）
交通事故相談 (交通事故相談員)	月～金曜日	賠償額の算定、自賠責保険請求の仕方など
法律相談 (弁護士)	—	法律上の諸問題 (刑事事件は除く。) ※ 民事相談員が相談を受けた後に予約を受け付けます。

※祝・休日、8月6日及び年末年始を除きます。

〔相談方法〕 ※相談は、広島市民に限ります。

電話又は直接来所してください。

(来所の場合は、15時頃までにお越しください。)

TEL 504-2120 FAX 504-2121

〔相談料〕

無料

〔所在地等〕

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34 広島市役所1階

ホームページアドレス <https://www.city.hiroshima.lg.jp>